

岩手県における地方版政労使会議（いわて働き方改革推進協議会）議事録

日時：令和8年2月10日（火）11時10分～11時50分

会場：エスポワールいわて 2階大中ホール（岩手県盛岡市中央通一丁目1-38）

※「令和7年度第2回いわてで働こう推進協議会」（事務局・岩手県：9時30分～11時00分）に続き実施

1 開会

只今から岩手県における地方版政労使会議（いわて働き方改革推進協議会）を開会させていただきます。開会にあたり、岩手労働局長の白石がご挨拶申し上げます。

2 挨拶（岩手労働局長）

岩手労働局長の白石でございます。いわて働き方改革推進協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。達増知事をはじめ、本日ご臨席の皆様におかれましては、日頃から、労働行政に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

昨年7月の日本労働組合総連合会の公表によりますと、2025年の春季労使交渉では、賃上げ率は5.25%と34年ぶりの高水準の結果となりました。

賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現に向けまして、賃上げを持続的なものとし、この流れを中小企業・小規模事業者にも波及させていくことは、大変重要となっているところでございます。特に岩手県におきましては、企業数の99.8%、従業員数で89%を占める中小企業の方々への賃上げの波及が特に重要と承知しているところでございます。

このため、本年も賃上げに向けた取り組みを主たるテーマといたしまして、全国各地で地方版政労使会議を開催しているところでございます。生産性の向上と賃金上昇は働き方改革が目指す重要な要素であります。本年は、先ほど開催をされました、いわてで働こう推進協議会に続きまして、賃金引き上げに向けた別立ての会議といたしまして、岩手県における政労使会議を開催させていただくことといたしました。

また、賃金引き上げに関連して、男女間の賃金格差解消の取り組みにつきましてサブテーマとさせていただきました。全国と比べまして賃金格差が小さい岩手県ではございますが、少子高齢化が進展する中、多様な人材の活躍促進、良好な職場環境の整備、そして若者・女性が岩手県で働きたいと選んでいただきたく、サブテーマと設定いたしました。

本日は限られた時間となりますが、皆さまから実情を踏まえた忌憚のないご意見をお伺いし、認識の共有を賜り、賃金引き上げの機運醸成とともに賃金引き上げに向けた取り組みにつながりますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 議事

議事進行につきましては、白石労働局長が行います。それでは白石労働局長、お願いいたします。

議事進行（岩手労働局長）

それでは議事に入りたいと思います。まず行政機関の取り組みについて、岩手労働局、東北経済産業局様、公正取引委員会東北事務所様の順に説明を行うことといたします。なお、岩手県様の取り組みについては、先ほどの岩手で働こう推進協議会の場におきまして、物価高騰対策賃上げ支援金の取り組み状況などをご報告いただいておりますことから、重ねてのご説明は割愛とさせていただきます。岩手労働局関係の賃金引き上げについての取り組みについては、雇用環境・均等室長からご説明申し上げます。

行政における取組の説明（岩手労働局）

岩手労働局雇用環境・均等室長の井嶋でございます。よろしくお願いたします。資料1をご覧ください、岩手労働局からは最初に賃金引き上げに向けた厚生労働省の取り組みを中心にご説明いたします。2ページをご覧ください。賃上げを起点とした好循環のイメージでございます。足元では、賃金上昇、消費の増加、企業収益の増加などの好循環が動き出しつつあります。

こうした動きを持続させるため、2026年の賃上げが重要だと認識しているところでございます。

3ページ目でございます。3ページ目は、先般、政府において取りまとめた総合経済対策のうち、賃上げ環境の整備に関する施策のご紹介でございます。生産性向上支援、価格転換の取引適正化などの政策を、その総動員にすることとしております。

4ページ目でございます。賃上げに向けた、厚生労働省の支援策のご紹介でございます。労働市場全体の賃上げを支援する賃上げ支援助成金パッケージによる支援を行っているところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。リスキングに関する国民運動についてのご紹介でございます。リスキングの重要性への一層の理解促進のため、令和8年度から三年間を集中実施期間とした国民運動を展開する予定でございます。

このほか、参考資料には、業種別の省力化投資促進プランや重点支援地方交付金の拡充など、政府の取り組みに関する資料や賃上げの分析資料をはじめとして、議論の素材となるような資料をお付けしているところでございます。

また、内閣官房、財務省、総務省から、官公需における価格転換に係る資料の提供がございましたので、資料の4から6にお付けしておるところでございます。適宜、お役立ただいただければと思います。

次に、サブテーマに関して挙げております、男女の賃金格差の解消の取り組みに関してご説明します。飛びまして、22 ページをご覧ください。昨年、女性活躍推進法が改正され、その主な内容は①にございますように、女性の職業生活における活躍に関する情報公開の強化であります。

男女間賃金差異に加えて、女性管理職比率の公表は、令和 8 年 4 月以降は 101 人以上の企業に義務化されることとなりました。

23 ページでございます。男女の賃金格差の状況を掲載しております。岩手県の男女間格差は、全国平均と比べて小さい状況で推移しておりますが、都道府県別に見てみますと、賃金水準の低い県ほど、賃金格差が低く小さくなるという傾向が見られるところでございます。

賃金格差の要因は女性の管理職率が低いこと、女性の勤続が結婚・出産などで途切れ短くなっていることが考えられますが、岩手県では右に示すように職種別に男女間格差の勤続年数との相関関係のグラフで見ても、勤続年数による要因は全国と比べて大きくないということがわかります。

従いまして、賃金引き上げが続いている環境下においては、ジェンダーギャップの解消に向けた取り組みとして、女性の管理職比率を高めていく視点を持つことは、岩手県では特に効果が高いのではないかと考えているところでございます。説明は以上でございます。

議事進行（岩手労働局長）

続きまして、東北経済産業局長の佐竹様より、経済産業局関係の賃金引き上げに向けた取り組みにつきまして、ご説明をお願いいたします。

行政における取組の説明（東北経済産業局）

東北経済産業局長の佐竹でございます。日頃より皆様におかれましては、経済産業行政に関しまして、多大なるご協力ご理解いただきまして誠にありがとうございます。

この場をお借りしまして御礼申し上げます。それでは着座にて、説明させていただきます。

資料 2 の中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策についてご覧ください。時間の関係もありますので、少し端折りながらご説明いたします。前半は、価格転嫁について、後半は生産性向上による付加価値向上に向けた支援策についてご説明したいと思っております。

7 ページ目を開いていただきますと、ここは価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性についてまとめた一枚紙になってございます。ポイントは 1 ポツ目、法の厳正な執行ということで、今般、1 月 1 日付けで、①の中小受託取引適正化法を取適法と言っておりますが、これと②の受託中小企業振興法、この二つを改正いたしました。

従来の下請代金支払遅延等防止法に新たに規制を強化する、禁止行為を加える等の改正が行われたもので、引き続き違反行為に厳しく取り締まっていくということでございます。

続きまして2ポツ目の④のパートナーシップ構築宣言の周知、実効性の向上については、各県の皆様と関係者の皆様と連携してございまして、特に労務費の適切な転嫁を促進するために、労務費の適切な転嫁のための価格向上に関する指針の周知・徹底、環境整備を行ってまいりたいと思います。

加えまして、4ポツ目も官公需における価格交渉・価格転嫁の促進ということございまして、地方ではやはり官公需が地方経済に占める割合が高いということございまして。官公需においても価格交渉・価格転嫁の促進として、年1回以上の協議を促進しますし、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入拡大・活用、令和7年度補正予算案の重点支援地方交付金の活用を周知しているところでございます。

続きまして10ページを見ていただければと思います。ここは価格転嫁の状況で、このグラフを見ていただきますように、価格転嫁率は改善傾向にあります。未だ53.5%で、まだ道半ばでございまして、しっかりと取り組んでいく必要があるということでございます。

11ページからは価格交渉の状況についてのアンケート結果でございます。2025年3月調査、2025年9月調査が行われ、「価格交渉が行われた」と回答した割合を示しているのが、青い部分で、2025年9月調査では89.4%で、なかなかの価格交渉が行われている状況でございます。

続きまして12ページは価格転嫁の状況で、2025年9月調査時点ではコスト全体の価格転嫁率は53.5%であり、2025年3月の調査時点と比較すると、約1ポイント増加となっております。

次の13ページ目でございますが、価格転嫁の状況、コストベースでございまして、一番左の原材料費については、55%ぐらいの転嫁率となっておりますが、右側、労務費については転嫁率が50%で、やはり原材料費に比べまして5%程度低くなっておりますので、労務費に限らず、原材料費、エネルギー費を含めて、コスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要があるということでございます。

14ページ目でございますが、これは東北経済産業局に価格転嫁のGメンの方々がおりまして、いろいろと企業の方からお話を伺っている事例でございます。発注側の好事例というところと、受注側の好事例、2つ載せておりますが、発注側の企業では、やはり下請企業に価格交渉・転嫁を呼びかける動きが日々広がりつつあるという報告をいただいておりますし、パートナーシップ構築宣言企業では、価格交渉に応じる姿勢を社外に方針として示しているという例も見受けられるということでございます。受注側の取り組みとしては、適切な見積を行った上で、価格交渉による労務費アップの実現や、よろず支援拠点の支援を受けた適切な原価計算や効果的な価格交渉・転嫁も増えつつあるというお声をいただいております。

26ページ目からは労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化ということで、生産性向上に関するご説明をさせていただきたいと思っております。26ペ

ページ目、これは全体の経産省の中堅・中小企業政策を1ページにまとめたものでございます。成長支援・生産性向上ということで、スケールアップ型とパワーアップ型の2つございまして、スケールアップ型は100億企業とか、その中堅企業を引っ張っていただく方に対する、財政支援、金融支援を行うことで、パワーアップ型は、やはり生産性向上に資する設備投資、新事業進出、さらには「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進等について、しっかりと取り組んでいくことを明示させていただいております。

27ページは令和7年度補正予算でございます。右肩に総額8,364億円ということで、既存基金の活用を含めて1兆1,300億円を計上させていただいております。左から1ポツ目、これは、成長投資支援で、中小企業、100億企業に対する大規模な投資に対する支援も引き続きしっかりやっていくということでございます。2ポツ目は生産性向上・省力化投資支援についても、デジタル化・AI導入補助金等や、M&A関係についても条件を出して、しっかりとサポートしていくとことにございます。

28ページを見ていただきますと、この黄色い、塗りつぶされた真ん中ぐらいに、赤字で「生産性向上を支援するセンター」の新設ということが明示されております。これは、よろず支援拠点に生産性向上支援センターというものを4月から設置する予定でございまして、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行っていきたいと考えてございます。以降、参考資料となりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

岩手県を中心に、ご当地の関係機関の皆様が連携して、パートナーシップ構築宣言の拡大や、先ほどご説明もありました重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援企業への支援、生産性向上に向けた設備投資等を実施予定と伺ってございます。

賃上げ環境の整備と価格転嫁の円滑化を推進していただけていることに大変感謝を申し上げます。

我が国経済がコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものにするよう、引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

議事進行（岩手労働局長）

ありがとうございました。続きまして、公正取引委員会東北事務所長、原山様より、公正取引委員会関係の取り組みにつきまして、ご説明をお願いいたします。

行政における取組の説明（公正取引委員会東北事務所）

公正取引委員会東北事務所で事務所長を務めております原山です。本日は、どうぞよろしく申し上げます。それでは資料の3をお願いいたします。公正取引委員会からは、適正な価格転嫁の実現に向けた取り組みについてご説明をいたします。

1 ページ目をお願いします。昨年 12 月に公表しました令和 7 年度の特別調査の結果をご説明いたします。公正取引委員会は、これまでも価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップなどを目的として特別調査を行ってきましたが、昨年度の令和 6 年度の調査結果により、大企業と中小企業との取引においては一定程度の価格転嫁が進んでいるものの、全国的に見て中小企業同士の取引においては価格転嫁に課題があるといった結果が出ていました。

中小企業・小規模事業者の賃上げを可能とする環境の整備のために価格転嫁が重要でありまして、公正取引委員会は、特に中小企業同士の取引を重点的に、今年度、令和 7 年度ですが調査を実施しました。そうしたところ、改めて、中小企業間の取引などサプライチェーンの深い層の価格転嫁が十分に進んでいないことがうかがわれました。

3 ページ目をお願いします。3 ページ目では今回の特別調査の結果を記載しています。以下では、労務費に焦点を当てて説明をいたしますが、全国では労務費転嫁指針に沿った行動を取っていない 9747 名の発注者に対しまして、注意喚起文書を送付いたしました。

次に 4 ページ目をお願いします。4 ページ目に行きまして、左側のグラフは、全国における労務費転嫁指針の認知度を示しています。今回の調査では認知度が約 6 割でありまして、昨年度よりは増加をしたものの、依然として道半ばという状況です。右側のグラフをご覧ください。これは労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、知らなかった事業者より、労務費の上昇を理由とする取引価格の引き上げが実現しやすい傾向がより鮮明になったことを示しています。

次に 5 ページ目をお願いします。5 ページ目に行きまして、労務費に関する価格協議の状況をまとめています。上の円グラフにありますとおり、約 7 割の取引において労務費に関する価格協議が行われています。続いて、下の左側の表をご覧ください。こちらは労務費に関する取引価格の引き上げの要請額に対する、受諾された額の割合でして、昨年度よりは全般的に上昇をしています。他方で右側の表、これはサプライチェーンの段階別の表ですが、取引段階を遡るほど価格転嫁が進んでいないことが、こちらの表では示されています。

少し飛びまして、9 ページ目をお願いします。9 ページ目では、特別調査を踏まえての公正取引委員会の今後の取り組みをまとめています。今後の取り組みとして、労務費転嫁指針の普及啓発、労務費指針や価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施、取適法の施行・周知などを行っていきたいと考えています。

10 ページ目をお願いします。10 ページ目に行きまして、取適法、改正下請法の概要をこちらでは記載をしています。下請法の改正がありまして、今年の 1 月から施行がされています。下請法の改正に伴いまして、法律の名前が変わりまして、法律の名称を下請法から取適法、この取適法というのは、中小受託取引適正化法を略したもので、取適法と言われていますが、取適法に変わりました。このページの赤字で記載されている箇所が旧下請法からの改正内容となっています。法律の改正の内容は多岐にわたりますが、適用対象について拡大がしたり、禁止行為についての改正がされたりしています。

禁止行為としまして、追加でありましたのは、協議に応じない一方的な代金決定などが禁止事項として追加される、そういった改正などが行われております。

少し飛びまして、18 ページ目をお願いします。18 ページ目に行きまして、取適法の広報の関係です。下請法の改正に伴いまして、取適法では各種の改正がなされましたが、公正取引委員会では、事業者の皆様を取適法の認知を深めてもらえるように、周知の取り組みを推進しているところです。各種の団体の皆様向けの説明会を行ったり、あるいは動画を作ったりしておりますので、是非ご覧いただければと思います。公正取引委員会からは以上です。

議事進行（岩手労働局長）

ありがとうございました。ここから意見交換の時間といたします。賃金引き上げに向けたお取組みのほか、各種課題解消の方策などにつきましてご意見を賜ればと存じます。あらかじめご発言をお願いしていました労使団体を代表いたしまして、日本労働組合総連合会岩手県連合会、連合岩手の会長、伊藤様、お願いいたします。

意見交換の発言（日本労働組合総連合会岩手県連合会：連合岩手）

連合岩手の伊藤でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。また、この度は、このように、いわて働き方改革推進協議会といたしまして、地方版政労使会議を開催いただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、私共、連合岩手は労働組合でございまして、例年この時期に、いわゆる春闘を取り組んでいるところでございます。直接的には、構成する各労働組合がそれぞれの企業に対して要求をし、交渉し、妥結を図っていくというもので、連合岩手としては、経営者団体などへの働きかけ、そして賃金引き上げ機運の醸成に向けた、まあ社会的な発信などを行っているところでございます。

資料にもございましたとおり、連合では、昨年春闘において、全体で、二年連続となる 5%超えを果たしております。岩手においても前年集計を上回りましたほか、主要集計を上回ることができまして、記録の残る 2000 年以降、最高の水準を更新することができたということでございます。

しかしながら、直近三年間で賃上げの動きは加速をしておりますものの、生活が向上したと実感をしている人は少数にとどまっていると、個人消費は依然低迷をしているといたしまして、連合はマイナスのまま推移をしている実質賃金を 1%上昇軌道に乗せ、これからの賃上げノルムとしていくことを正念場と位置づけるとともに、中小企業や労働組合のない企業などにも賃上げの裾野を広げ、格差是正を進めることが必要だとしているところでございます。

連合岩手といたしましては、こうした本部方針を踏まえまして、先週開催をした企画会議で、組合員数 300 人以上で定期昇給込み 17,600 円 6.1%以上、300 人未満の中小組合で 20,400 円 7.4%以上、有期短時間契約等の時間給組合員で時間当たり 84 円 7.4%以

上とする要求目安を確認したところでございます。今後はこれに基づいた要求交渉を展開するという事になってまいります。

一方で、こうした賃上げに向けましては、労務費を含む適切な価格転嫁や適正取引が重要というふうに考えておりました、関係当局のご指導のもと、このことが、一層浸透することにも取り組んでまいりたいと思っております。

日本の労働組合組織率の現状からいたしましても、多くの企業には労働組合が存在をしておりません。それらの組織化、労働組合づくりにも、我々としても取り組んでいるところでございますが、資料にもございますとおり、労働組合の有無による賃上げの状況には差があるというのが実態でございます。

ぜひ各企業、関係団体におかれましては、賃上げの必要性を充分、ご理解をいただき、お取り組みいただきますようお願い申し上げて、私からの発言といたします。ありがとうございます。

議事進行（岩手労働局長）

ありがとうございます。続きまして、岩手県経営者協会専務理事、藤田様、よろしく願いいたします。

意見交換の発言（岩手県経営者協会）

岩手県経営者協会の藤田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。こういう機会をセットしていただいた、労働局の皆様、感謝申し上げます。それでは、経営者サイドの考え方や意見を述べさせていただきたいと申し上げます。

我々企業経営者には、政府の掲げる成長型経済の実現に向け、特に、生産性の向上等を通じて、継続的に賃金引き上げの原資を確保しまして、成長と分配の好循環を獲得させることが求められているということを私ども認識してございまして、我々企業経営側といたしましても、こうした方針に沿って、構造的な賃金引き上げの重要性、これについては充分認識しているというふうに考えてございます。

ただ、全国的に大企業の業績は総じて好調と言われている一方で、本県において意識しなければならないのは、先ほどの白石局長様のご挨拶でもご紹介されましたとおり県内事業所数の99%、県内従事者、労働者数の92%を抱えて県内経済を支える県内中小企業小規模事業者の動向でございます。

そこで、県内企業の経営実態を見れば、最低賃金の上昇、原材料価格の高騰、進まない価格転嫁、依然として潜在化している人手不足など、本件経済を支える地元企業、とりわけ多くの中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、先行きの不透明感に加え、経営の厳しさが増しているというふうに私どもは考えでございます。

特にも、先ほどルールのお話がございました、今重視しなければならない価格転嫁につきましては、昨年、当協会会員企業を対象といたしました調査結果を見ますと、原材料費や労務費等のコスト全体上昇分の50%以上、簡単に言いますと、上がった分の半分

以上を転嫁できた企業の割合はわずか 35.0%で昨年度からわずか 1.2 ポイントの上昇にすぎません。また、この 35.0%というのは東北六県全体 41.1%を下回る結果となっております。

こうした状況のもと、それぞれの企業におきまして、賃金引き上げ、原資の安定的な確保に向けては、労働生産性の改善向上といった自身の取り組みに加えまして、適正な価格転嫁と販売価格アップの受け入れが社会全体として浸透し、加速させ、そして定着させるかが非常に重要な鍵であると私ども考えてございます。

このためには、賃上げ環境を一層整備推進する観点から、国、県におかれましては、地域の実情に応じた継続的な支援、切れ目のない支援に加え、価格転嫁の徹底と取引適正化の推進、さらには中小企業等の稼ぐ力の強化などといった、先ほどご説明がありました取り組みを、さらに、さらに進めていただくよう、改めてお願い申し上げます。

最後に、賃金引き上げにあたりましては、賃金決定の大原則、すなわち、それぞれの企業が社内外の様々な考慮要素を勘案検討した上で、それぞれの企業が主体的に判断した結果として賃金引き上げを実施すべきことは言うまでもございません。

このことを前提に、適正な価格転嫁と販売価格アップの受け入れが社会全体として浸透されていくことによりまして、賃金引き上げの持続性が高められていく、このことを再度強調して終わりたいと思います。ありがとうございました。

議事進行（岩手労働局長）

ありがとうございました。続きまして、岩手県中小企業団体中央会、会長、小山田様、よろしくお願いたします。

意見交換の発言（岩手県中小企業団体中央会）

岩手県中小企業団体中央会の会長を仰せつかっております小山田でございます。このような発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

まず、県内中小企業の現状は、エネルギー価格の高騰や円安などによる物価の高騰が続き、価格転嫁は一部に改善は見られるものの、依然として進まない状況が続いております。

県が 12 月 26 日に公表されたエネルギー価格物価構造等に伴う事業者の影響調査の令和 7 年 11 月分を見ても、経営への影響は県内企業の 85%以上が継続しているとし、価格転嫁が実現できたのは 15%弱にとどまり、大部分の企業は十分な価格転嫁ができていないと回答し、依然として厳しい経営環境が続いております。

また、昨年 12 月 1 日付で発効されました本県最低賃金は過去最高となる金額と率になり、全国と比較しても高額の 79 円、8.3%の引き上げで、1000 飛んで 31 円になりました。実質的には、今年 1 月に支給される給与から適用となりますが中小企業・小規模事業者では、この原資の確保に窮しております。県におかれましては、全国に先駆け、い

ち早く3回目となる賃上げ支援金の実施を決定していただき、今週から公募が開始されると伺っております。この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。県内中小企業の多くは、県最低賃金の大幅引き上げや人員人材確保のための防衛的な意味も含め、可能な限り努力を行い、賃上げを行っております。

しかし、最近の国内外の経済状況を見ますと、先行きが不透明で、これ以上の賃上げは非常に厳しいものと認識をしております。加えて、先の衆議院選挙の影響により、国の施策の具体化や、令和8年度の予算成立の遅れで生産性向上が待たなしにある中小企業への省力化補助金等の各種支援策の拡充策も示されないまま停滞をしており、予断を許さない状況です。

国、県におかれまして、中小企業の切実で困難な状況にあることをご理解いただき、中小企業のための一日も早い予算の成立と支援策の実施を行うようお願いをいたします。

また、価格転嫁に関しましては、下請法に代わり取適法になりましたが、引き続き国、県など行政機関には、適正取引に向けた環境整備に強力に進めていただくことを期待しております。中央会といたしましては、今後も①DX化の推進等による生産性の向上、②国の緊急経済対策や県の各種支援制度の活用を促進する伴走支援の強化、③資材高騰や価格転嫁分を加味した官公需発注額の見直し等、中小企業の支援に取り組んでまいります。

国、県、市町村、産業支援機関、金融機関等々と連携して、中小企業で働く従業員の賃上げの実現に向けて取り組んでまいりますので、ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議事進行（岩手労働局長）

ありがとうございました。大変限られた時間でございます。代表の労使団体のご発言のほか、ご発言のない団体の皆様からのご意見を頂戴したいところでございますが、意見交換の時間につきましては、大変恐縮でございますが、これまでとさせていただきますと存じます。

様々な意見をいただいたことを受け止めまして、今後とも、全体として考えてまいりたいところでございます。

それでは達増知事にご発言をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

岩手県知事の発言

本日の議論では、それぞれの立場から率直なご発言をいただいて、賃金引き上げの重要性について、政労使間での共通理解が一層深まったものと受け止めております。

県内企業の大半を占める中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げのためには、価格転嫁と生産性向上が不可欠であります。しかしながら、防衛的な賃上げを余儀なくされている事業者が多い状況にあります。

また、男女の就業形態や処遇の違いが賃金格差の要因となっており、若者や女性に選ばれる岩手県であるためにも、関係機関が連携し、この課題を解消することが重要であります。

賃上げは雇用を守りつつ、中小企業が無理なく取り組める環境の整備が必要です。県では令和7年12月補正予算で中小企業支援のための予算を確保しました。

3回目となります物価高騰対策賃上げ支援金は、この2月13日から申請を受け付けます。生産性向上の取り組みを支援する中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助は3月に公募開始の予定です。県としても国の施策と連動しながら賃上げの後押しに取り組んでまいります。

政労使がそれぞれの立場から取り組み、性別にかかわらず働きやすい環境の整備と、岩手県全体で持続的な賃上げの流れが形成されることを期待します。かつてオイルショックでスタグフレーションが日本を襲った際、イノベーションを軸とした生産性向上によって、それが乗り越えられたとっております。

今回もやはりイノベーションを軸とした生産性向上にかかっているといるところもあると思いますが、それには時間がかかり、また、地方中小企業においては、イノベーション生産性向上、そう簡単ではありませんので、やはり公的支援が必要であります。

そして、その間、価格の転嫁、賃金格差の是正等、取引や雇用の適正化ということが基本的に求められるということを改めて、確認したいと思っております。ありがとうございます。

議事進行（岩手労働局長）

ありがとうございました。本日の会議におきましては、冒頭申し上げましたとおり、賃金引き上げに向けた機運の醸成をするため、労使代表の方にご発言をいただきました。

岩手県における賃金引き上げにかかる認識が一定程度共有できたものと考えているところでございます。

本日の意見交換も含めまして、構成員のそれぞれの皆様におかれましては、着実なお取り組みをお願い申し上げます。以上をもちまして、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

4 閉会

本日の会議の開催状況につきましては、後日、岩手労働局のホームページに掲載する予定です。あらかじめご了承願います。以上をもちまして、岩手県における地方版政労使会議を終了いたします。